

宇都宮市老人福祉センター条例

○宇都宮市老人福祉センター条例

昭和45年3月28日

条例第11号

改正 昭和47年3月第18号

(題名改称)

昭和47年6月第27号

昭和51年3月第24号

昭和55年3月第12号

昭和58年3月第10号

平成元年3月第21号

平成2年9月第30号

平成2年12月第35号

平成3年12月第41号

平成5年9月第32号

平成5年12月第37号

平成6年12月第48号

平成7年12月第36号

平成13年3月第9号

平成17年3月第14号

平成17年6月第39号

(題名改称)

平成17年12月第77号

平成19年3月第18号

平成19年12月第85号

平成21年3月第2号

平成23年9月第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターの設置、管理及び使用料について定めるものとする。

(昭47条例18・全改，平2条例35・一部改正)

(設置)

第1条の2 本市は、老人福祉法第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。

2 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇都宮市老人福祉センターことぶき会館	宇都宮市屋板町558番地
宇都宮市老人福祉センターふれあい荘	宇都宮市陽東2丁目3番1号
宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘	宇都宮市宝木本町1991番地
宇都宮市老人福祉センターすこやか荘	宇都宮市下砥上町1259番地3
宇都宮市上河内老人福祉センター	宇都宮市松田新田町116番地1

(昭47条例18・追加，昭55条例12・昭58条例10・平元条例21・平2条例30・平2条例35・平19条例18・一部改正)

(事業)

第1条の3 老人福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談及び健康相談に関すること。
- (2) 健康の増進及び教養の向上に資する講座及び教室の開催に関すること。
- (3) 健康の増進，教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業

(平17条例39・追加)

宇都宮市老人福祉センター条例

(利用できる者)

第2条 宇都宮市老人福祉センターことぶき会館，宇都宮市老人福祉センターふれあい荘，宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘，宇都宮市老人福祉センターすこやか荘及び宇都宮市上河内老人福祉センター（以下「センター」と総称する。）を利用することができる者は，本市に住所を有する年齢60歳以上の者とする。

2 市長は，センターの管理上支障がないと認めるときは，前項の規定にかかわらず，同項に規定する者以外の者にセンターを利用させることができる。

(昭47条例18・昭51条例24・昭55条例12・昭58条例10・平元条例21・平19条例18・一部改正)

(利用の制限)

第3条 市長は，センターの利用が次の各号の一に該当する場合には，センターへの入館を拒み，又は入館している者を退館させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公の秩序を害し，又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) センターの管理上特に支障があると認めるとき。

2 センターを利用する者（以下「利用者」という。）が，心身障害その他の理由により介添えを要するものであるときは，介添人を付けなければならない。

(昭47条例18・昭55条例12・一部改正)

(使用料)

第4条 利用者が，センター（宇都宮市上河内老人福祉センターを除く。この条において同じ。）を利用するに当たっては，利用証を提示するものとする。ただし，本市並びに鹿沼市，日光市，真岡市，さくら市，下野市，上三川町，芳賀町，壬生町及び高根沢町（以下「近隣自治体」という。）の住民で60歳未満の者又は本市及び近隣自治体以外の住民がセンターを利用する場合は，別表第1に定める使用料を納付して，利用券の交付を受けなければならない。

(平19条例18・全改，平21条例2・平23条例28・一部改正)

(料理実習室の使用許可及び使用料)

第5条 センター（宇都宮市上河内老人福祉センターを除く。）に附属する料理実習室を使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。

2 料理実習室の使用許可を受けた者は，使用許可の際，別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

(平元条例21・全改，平19条例18・一部改正)

(売店等の施設の使用許可及び使用料)

第6条 センター（宇都宮市上河内老人福祉センターを除く。）に附属する売店等の施設を使用しようとする者は，市長の許可を受け，別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は，毎月末日までにその翌月分を納付しなければならない。

(昭47条例18・昭47条例27・昭55条例12・平元条例21・平19条例18・一部改正)

(上河内附属施設の使用許可及び使用料)

第6条の2 宇都宮市上河内老人福祉センターに附属する集会室，教養娯楽室，栄養指導室又はゲートボール場（以下「上河内附属施設」という。）を使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。

2 上河内附属施設の使用許可を受けた者は，使用許可の際，別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(平19条例18・追加)

(使用料の不還付)

第6条の3 既納の使用料は，還付しない。ただし，利用者の責めによらない理由によりセンターを利用することができないときは，この限りでない。

(平元条例21・追加，平19条例18・旧第6条の2繰下)

(使用料の減免)

宇都宮市老人福祉センター条例

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(守るべき事項)

第8条 利用者は、その利用にあたっては、市長が別に定める事項を守らなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者（第5条第1項、第6条第1項又は第6条の2第1項の許可を受けてセンターの附属施設を使用する者を含む。）は、故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備に損害を与えたときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(昭47条例18・昭55条例12・平元条例21・平19条例18・一部改正)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(平17条例39・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第1条の3各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用及びその制限並びに料理実習室及び上河内附属施設の使用の許可及び制限に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第3条第1項、第5条第1項及び第6条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例39・追加、平19条例18・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(平17条例39・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例39・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和45年6月1日から施行する。

(平5条例32・旧附則・一部改正、平6条例48・旧附則第1項・一部改正、平19条例18・旧附則・一部改正)

(上河内町の編入に伴う経過措置)

2 上河内町の編入の日前に、上河内町老人福祉センター条例（平成17年上河内町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例18・追加)

附 則（昭和47年3月28日条例第18号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月24日条例第27号）

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第24号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第12号）

宇都宮市老人福祉センター条例

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年規則第50号で昭和55年5月15日から施行)

附 則 (昭和58年3月23日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第22号で昭和58年4月11日から施行)

附 則 (平成元年3月23日条例第21号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月19日条例第30号)

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月21日条例第35号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月20日条例第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成5年9月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第37号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第2号で平成7年3月15日から施行)

附 則 (平成7年12月19日条例第36号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第9号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第14号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条の規定により管理を委託している老人福祉センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。
- 3 指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の宇都宮市老人福祉センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成17年12月22日条例第77号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条ただし書の改正規定中「、栗野町」を削る部分 平成18年1月1日

(2) 第4条ただし書の改正規定中「さくら市」の右に「、下野市」を加える部分、「、南河内町」を削る部分及び「、石橋町」を削る部分 平成18年1月10日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月20日

附 則 (平成19年3月5日条例第18号)

宇都宮市老人福祉センター条例

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第85号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日条例第2号）

この条例は、平成21年3月23日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第28号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1（第4条―第6条関係）

（平元条例21・全改，平3条例41・平5条例37・平7条例36・平13条例9・一部改正，平19条例18・旧別表・一部改正，平19条例85・一部改正）

区分			金額
(1) センター使用料	本市の市民及び近隣自治体の住民	大人	日額 390円
		中学生以下	日額 200円
	上記以外の者	大人	日額 780円
		中学生以下	日額 400円
(2) 料理実習室使用料			日額2,230円
(3) 売店等施設使用料			1平方メートルにつき月額 1,170円

別表第2（第6条の2関係）

（平19条例18・追加，平19条例85・一部改正）

区分		金額（1時間当たり）
集会室（1室）	本市の市民及び近隣自治体の住民	210円
	上記以外の者	310円
教養娯楽室（1室）	本市の市民及び近隣自治体の住民	210円
	上記以外の者	310円
栄養指導室（1室）	本市の市民及び近隣自治体の住民	300円
	上記以外の者	450円
ゲートボール場（1コート）	本市の市民及び近隣自治体の住民	520円
	上記以外の者	780円

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は，1時間とする。